

第3 本施設の整備（設計、建設）業務に関する要求水準

用ガイドライン」に従い、電子データを提出すること。なお、これら図書をプール棟内に別途保管すること。

書類	部数	備考
工事記録写真	3部	
竣工図（造成）	4部	原図版：1部、A3縮小版：3部 （設計図を工事の実情に合わせて加筆修正したものを含む。）
竣工図（建築）	4部	
竣工図（電気設備）	4部	
竣工図（機械設備）	4部	
竣工図（器具・備品配置）	4部	
施工図	3部	
機器リスト	3部	
器具・備品リスト	3部	
器具・備品カタログ	3部	
竣工検査図書	3部	
揮発性有機化合物の測定結果	3部	
竣工写真	3部	
保全に関する資料	3部	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）による。

b 竣工写真の著作権等

- (a) 事業者は、市による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証すること。かかる竣工写真の使用が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害賠償の責任を負い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償を負担し、必要な措置を講じるものとする。
- (b) 事業者は、竣工写真の使用について次の事項を保証すること。
 - i) 県および市は、竣工写真を無償で使用することができる。この場合、著作者名を表示しないことができる。
 - ii) 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写または譲渡されないようにすること。

(エ) 竣工検査等の実施

a 事業者による竣工検査

- (a) 事業者は、自らの責任および費用において本施設の竣工検査、機器および器具・備品等の試運転検査等を実施すること。
- (b) 市は、事業者が実施する本施設の竣工検査、機器および器具・備品等の試運転に立会うことができることとする。

削除：著作者名